

ペイオフが全面解禁されました！

本日 4 月 1 日よりペイオフ（払い戻し）が全面解禁されました。ペイオフとは金融機関が破綻した際の処理方法の一つです。預金保険機構に加入して保険料を支払う事により、預金者に保証する金額の上限が、一銀行に預けた有利子預金の 1,000 万円とその利息だけということです。

1,000 万円超の部分については一部カットされる場合があると考えればよいでしょう。実際、99 年 10 月に破綻した新潟中央銀行が今回のペイオフ解禁後だったとして、試算してみると 1,000 万円超の部分については約 3 割カットとなるようです。破綻した時の金融機関の負債状況でカット率は変わりますが、払い戻しが確定するまでは時間がかかります。

保護されている 1,000 万円についても一銀行に預金してある一個人の有利子預金が確定（名寄せ）するまでは 1,000 万円未満の預金者を含め全ての引き出しができなくなります。日常生活資金さえ引き出せなくなると預金者の死活問題につながりかねないので、一口座当り 60 万円までは一時払いができますが、残りは、名寄せや清算手続きが完了した段階で相殺され支払われます。

保護される預金は決済用預金（当座預金・利息のつかない普通預金等）と利息のつく普通預金・定期預金・定期積み金・元本補てんのある金銭信託等のうち合算して元本 1,000 万円とその利息です。外貨預金や元本補てんの無い金銭信託・金融債・仮名口座などは保護を受けられません。また保護を受けられる金融機関は銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・信金中央金庫・全信連・労働金庫連合会等、預金保険機構に加入しているところです。日本の銀行の海外支店や政府系金融機関、外国銀行の在日支店は対象外です。また郵便局・証券会社・生損保会社も対象外です。但し、郵便局は郵便貯金法によって、国が元利金の補償をしていますが、1,000 万円しか預けることはできません。

次に保護される預金には優先順位があります。以下の順位に従って対象枠内へ組み込んでいきます。

1. 担保権の目的となっていないもの。 2. 決済性預金（普通預金や当座預金等）。 3. 定期性預金のうち満期日の早いもの。 4. 定期性預金のうち満期が同じ預金が複数ある場合には金利の低いもの。 5. 金利の同じ預金等が複数ある場合は預金保険機構が指定するもの。 6. 担保権の目的となっているものが複数ある場合は預金保険機構が指定するもの。 7. 確定拠出年金の運用に係る預金など

この他、普通預金と借入金（住宅ローン等）の相殺はできます。定期預金等の満期のある預金は金融機関の約款や規定の改定がなされていれば相殺できます。また組合等の資金についてもいろいろな問題がありそうです。早急に金融機関に相談されて、少しでも有利な対策を立てられた方が良いでしょう。

ところで、マスコミではペイオフだけがクローズアップされていますが、金融機関が破綻した場合の処理方法はペイオフだけではなく、資金援助方式という方法もあります。破綻した銀行に対して健全な銀行が合併や営業譲渡によって引継ぐことで、預金者へは今まで通りの金融サービスが行われます。もし、譲受金融機関が直ちに現れない場合はブリッジバンク（国の管理）が肩代わりをして、譲受金融機関を探します。こうした仕組みにより預金者の混乱や不安を煽らないようにしています。処理スピードや被害の大小などからペイオフよりこの資金援助方式の適用を優先するようになっています。

【情報】「認証かごしま材」が昨年度の構造材に引き続き、今年度は「内装材」や「注入材」についても検討が始まり、認証工場の募集・認定が行われます。

【定休日】4 月は 2, 3, 9, 10, 16, 17, 23, 24 日となります

5 月は 1, 3, 4, 5, 8, 15, 22, 29 日となります

ご協力をお願いします。

（お問い合わせは、お客様サービス係の東野まで）

